

横浜地方裁判所委員会(第4回)議事概要

1 日時

平成16年11月9日(火)午後2時～午後4時20分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

淺生重機【委員長】，小山内いづ美，加藤隆，川島徳道，北村道夫，木村良二，後藤ヨシ子，佐々木勲，鈴木由美，田中信義，中村行宏，中村れい子，平原史樹，松尾昭一，(五十音順，敬称略) (山田直子委員は欠席)

(事務担当者)

横浜地方裁判所事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

4 テーマ

「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために，裁判所からなすべき国民へのアプローチの諸方策について」

5 議事 (発言者/委員長，委員，事務担当者)

1. 横浜地方裁判所長あいさつ

2. 新任委員あいさつ

田中信義，加藤隆各委員

3. 委員長選任

委員の互選により，淺生委員が選任された。

4. 委員長代理の指名について

松尾委員を委員長代理に指名する。

(裁判所から，テーマについて，横浜地裁における現状を資料に基づいて説明

した。)

(1) 横浜地裁における担当機関ーアクセス推進委員会の設置及び裁判所の各種手続を国民に知ってもらう方策について

まず、この2点について、委員の皆さんの意見を伺いたい。

アクセスを推進するというコンセプトは、もっと裁判を起こしてほしいということか。人の営みの上でのいさかいが、いろいろなところで起こるわけだが、これまでは仲裁機構というのか、いろいろ解決の場があった。ところが、今後は、法科大学院の設立など、法曹関係者を増やす方向にあり、裁判という解決方法ですすめる事案が増えると思われる。そういった解決法を増やすためにこのアクセス推進委員会があるのか、コンセプトが分からない。

弁護士の立場ではいかがか。

弁護士も司法アクセスという言葉を使う。司法の場で解決すべきであっても、どうしたらよいか一般に分かりにくいので、裁判を分かりやすく利用しやすくし、困った人が適正な解決ができるようにという発想が弁護士会にはある。

裁判所が事件を増やしたいということはないと思う。

私は、前にいた裁判所で調停事件を扱っていたが、調停で紛争が解決した後、当事者に対し「次に困ったことが起きたらまたどうぞ。」と申し上げると、どなたももうこりごりで二度と来たいとは言わない。裁判所は敷居の高い所、裁判官は近づきがたい存在だと感じているならば、そんな垣根を取り払って、裁判官がどんな思いで事件を処理し、当事者と接しているのか、もう少し身近なところで理解してもらいたいということである。

裁判官が社会から隔絶した所で裁判を行っているのではないということを見ていただくのが大事だということから、こういう企画が始まっ

たと理解している。

新しい委員の方は、この庁舎に入られるのに、許可が必要と思われたとお聞きしているが。

普段裁判所の近くを歩いているのに、入るときは敷居が高く、守衛に誰何（すいか）されるのかと思ったら、すんなり入れて意外だった。

国民に近づいて身近に感じてもらうのは同感だが、一方で、国民からある程度遠ざかった方が、公正にできるような、いわば伝統的な感じというものも必要である。ただ裁判官が高いところにいると見下ろされる感じがあり、見学ツアーで人気があるという黒い法服も、私には権威の象徴と見える。

問題を解決するために来る人にとって、垣根があり、超えにくい所だが、いろいろな広報活動の試みをしていることが説明で分かった。このようなことは、裁判所から知らせていかないと分からないことになる。

私の大学に法科大学院があり、横浜地裁から移築した法廷があるが、今月末に裁判員制度による刑事模擬裁判を行う予定である。教育機関などと一緒になって、知らせていくのは良い方法である。裁判所も、広報行事等をやっているということを国民に知らせていくことが大事ではないか。

38年間の裁判所生活でも、20年前にはこういった企画はほとんどなかった。御指摘があったように、それでも敷居は高いようだ。今後はともかく、今は努力の割りには知られていない。また、裁判員の裁判を知っていただくことを考えたときに、現状でよいか不安がある。

アクセスを増やすことによって、やがて裁判がもっと身近になり、いろんな人にとって、生活の中で解決する良い場になっていき、見学の子どもさんにとっても、裁判は人間が築き上げた良い解決方法だという理解になっていくならよい。また、海難審判庁が別に設けられているなら、

医療審判庁，建築審判庁などを設け，間口を広げて適正な判断をして，円滑な営みをしていけるようにするのはどうか。もっとアクセスしやすい裁判所を目指すというのなら，生活の中で，カテゴリー別の判断機関もあって良いのではないか。

最近，『何でも裁判』という風潮になっている。裁判とはどんなものか，とりあえず制度を使ってみようということだろうかと思う。銀行の合併によってどういう経済的影響があるのか，金融のためには何が良いのかなど，裁判所が大所高所に立って判断をすることは難しいと感じるときがある。

裁判所を身近に感じるための努力をするのは，弱者救済としては良いことだと思う。裁判官が案内するツアーなど，年4回でなくもっと頻繁に行えないか。月1回，決まった日に開催するなど，目に見える工夫がほしい。裁判員制度を軟着陸させるための努力が必要だが，そのためには，世論や国民の考えを吸い上げる努力もしないと，開かれた裁判所が見えてこない。

ガイドツアーは，主に若い裁判官に担当してもらっている。横浜地裁は事件数が大変多く，ツアーに時間をとられるが，たいへん好評である。多くの人に裁判所の人とはどんなふうにいるか知っていただきたいということで実施している。

また，刑事裁判を傍聴に訪れた人に，裁判官が閉廷後声をかけて，質問がないか尋ねることもよくある。後で「怖いところと思っていたけれど，やさしく話してもらった，ほっとした。」と感想をもらうこともある。裁判所がこれまでそういう努力をしてこなかったのかもしれない。このような努力の一環としてアクセス推進委員会をとらえてほしい。

今後も努力をしていくが，これにより裁判所は開けてきたと感じてもらえればよいと思う。

国民に身近で利用しやすいというが、その前に「理解しやすい裁判所」ということが必要ではないか。ホームページを見ると、手続等のかなり細かい情報があるが、専門的過ぎるので、簡単な説明をしたQ & Aのようなものがあればよい。ガイドツアーも、募集、結果から報告まで載っているが、定員を超えた場合に、参加できなかった応募者、定員に洩れた応募者にアフターケアをすべきではないか。

応募はファクシミリか往復はがきなので、洩れた場合の回答をする際に、法廷傍聴はいつでもできる旨を書き添えている。電話での問い合わせにも、同様のお話しをして、別の機会にも来庁し、傍聴してほしい旨伝えている。

実際に解決したい問題を抱えた人は、ホームページが役に立つかもしれないが、興味本位で何となくホームページを開いた人に対するQ & Aがないと感じる。「司法の窓」に裁判員制度のQ & Aがあるように、簡単でよいからそういう内容がほしい。

民刑の法廷傍聴は、地裁委員会が始まった後に開催されたのではないか。

以前から行っている。

3階の動線などもそうだが、地裁委員会設立後、広報行事も増えたと感じた。行事は、単発では知られにくいので回数を増やしてほしい。宮崎地簡裁のパンフレットを持って来たが、自宅のファクスで用紙が取り寄せられるとなっており、こういうのも良いと思う。

(2) 学校教育について

次に学校教育との関連ではいかがか。法教育を、学校教育の中に組み込むべきだという話になってきているようだ。

私の大学では、夏休みに子供を対象に理科教育を行うと2,000人くらいの小学生が集まる。11月27日には裁判員制度を理解してもら

えるよう、模擬裁判を行う予定である。裁判所から広報資料をもらえれば、当日それを置くこともできる。

PRもさせていただけてありがたい。学校教育となると、先生方に理解していただくことが大事ではないか。

昭和34年生まれだが、義務教育の中では、三権分立くらいしか印象がない。悪いことはだめだとか、倫理観だけで言っても、世の中では難しいのが現状だ。学校でもそうだが、社会でのルールの基本概念を小さいときから持つ必要がある。そのためにも、いろいろなことをやってほしい。

子供たちに裁判を理解してもらおうといっても、分かりにくいかと思う。小学生用の模擬裁判はどのようなになっているのか。

台本は高裁で作成したものを横浜地裁でアレンジしたもので、配役を決め、判決まで行うものである。

それは手続を教えるのか、問題が起きたときに、社会で決めたルールに則っていけば立場が守られるんだよ、という視点なのか。

裁判の流れに沿ったシナリオで、手続の具体的な説明はないが、社会の具体的なルールについては、模擬裁判の中で実感することはあると思う。

ロール・プレイングで体験すれば、被害者の気持ちを理解できることはあるかもしれない。私は学校生活では憲法くらいしか意識に残らなかった。

先生が理解していないと教えられない。教育の現場に対して、教員が興味を持つよう裁判所がアピールしていく必要がある。

法務省に法教育の研究会ができたと聞いている。

模擬裁判のシナリオに、過去にあった冤罪を簡便にしたものを入れるなど、基本的人権が大切だと言うことを教えてほしい。裁判の流れのみ

でなく、根本にある精神を組み込んでほしい。

(3) 行政機関等との連携，ADRとの連携及び地域社会との関連について

弁護士会では、講師を裁判所から何度も派遣してもらうなど、裁判所からも協力していただいている。私は、紛争解決センターを担当してADRに関わっているが、センターがあっせん、仲裁して成立した和解契約に執行力を付するための、簡裁の訴提起前の和解の利用については、発端は地裁との民事裁判懇談会で話が出て、その後簡裁からも裁判官に来てもらい、かなりいけるのではないかとということで成案にたどり着いたものである。しかし昨年から1件も事件はなく、紛争解決センターの年間の受付事件数も30件くらいという中で、即決和解の希望もない。原因としてはセンターの和解契約成立後、当初は2週間くらいの間に簡裁での期日を入れようと思ったが、期日が3、4週間先になることがそのひとつであった。もっと使いやすくするために、簡裁と改めて話し合いをし、工夫しなければいけないと思う。制度を作っただけではうまくいかない見本のようなものであった。

行政の立場として感想を述べたい。福祉保健センターには、様々な人から、いろいろな意見が持ち込まれる。DVとか、幼児虐待、これから増えそうな高齢者虐待も、法制化するとなると件数が増える。家族内や近所で解決できないことが訴訟となるケースが増える。第三者のしっかりした方向付けがないと進めないようなケースが増えている。

裁判所は、アプローチはあくまで分かりやすく、しかし存在そのものは重くあってほしいと思うときもある。

また、横浜地裁では、良い広報行事を行っていると感じた。私も、地域民生委員などに講座を開くような機会があるので、今日の話をしていくことができると思った。裁判官自ら説明しているようだが、元職員など、広く協力者を求め、育てて間口を広げることを考えてはどうか。

裁判所の現職以外に、というお話だが、弁護士は裁判所をよく理解してくれていると思うので、弁護士に依頼することも適切かと思うがどうか。

弁護士会も独自に説明会等を行っている。それぞれで行う方が良い。退職者ならお金もかからず、よいと思う。

いろんなことを裁判所がやっておられるのはよく分かった。今日出たのは、啓蒙的なものが多いのかなと思う。もうひとつ、裁判所を利用したことのある一般的な人から、具体的な要求も吸い上げるという観点からの施策がほしい。訴訟の結果に対する不満ということだけでなく、どういう進め方をしてほしかった、どういう場であってほしかったというような思いを、例えば傍聴に来た人アンケートを取るとことはできないか。

当事者にいちばん近いのは弁護士である。裁判所は、弁護士といろいろな場面で意見交換しているので、弁護士からの意見を参考にしていきたいと思っている。

当事者の感想は、例えば、当事者が弁護士同伴で来庁するときと、当事者のみで来るときとで、裁判所の対応が異なる、といったようなところから始まる。手続に関する意見なら、弁護士から裁判所に説明もできるが、当事者のみで来たときの感想や手続以外に関する意見は、弁護士からは難しい。設備や案内といった簡単なものについてでよいから、一度アンケートを行ってみてはどうか。

(4) 次回期日のテーマについて

次回のテーマだが、御承知のように裁判員裁判が5年後に実現となるに当たって、いろいろ準備等をしていかなければならないところだ。そこで、裁判員制度に、国民の皆さんに積極的に参加していただくために、裁判所としてどのような広報をするかということが当面の課題である。せっかくの機会なので今回はこのテーマで御意見を拝聴させていただき

たい。よろしいか。

(全員) 異議なし。

それでは、職員から裁判員制度のあらましを説明させていただく。

(刑事首席書記官から、配布資料に沿って裁判員制度の説明をした。)

裁判員裁判を5年以内を実現するという大目標があるので、最高裁は、広報活動について特別な委員会を組織している。来年の春頃には大まかな方向付けを出すようなスケジュールである。次回の委員会のテーマは、最高裁の方針に基づいて、横浜地裁の方針も具体化していると思われることから、次回の委員会は来年の5月頃でいかがか。

(全員) 異議なし。

(7) 次回期日

平成17年5月24日(火)午後2時から午後4時まで(大会議室)

(8) 次回のテーマ

「裁判員制度への国民の積極的な参加を実現するために、今後裁判所として広報活動を進めるために、どのような点を考慮すべきかについて」